

# 御船町復興祭事業運営業務委託 プロポーザル評価要領

## 1 趣旨

この評価要領（以下「本要領」という。）は御船町復興祭事業運営業務委託業務を実施する候補者を公募型プロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）で選定するにあたり、御船町復興祭事業運営業務委託プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）に定めるもののほか、最優秀者、次点者を選定するための評価方法を示すものである。

## 2 選定方法

本要領に基づいて審査（企画提案書審査）を行い、御船町復興祭事業運営業務委託候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）の審議により最優秀者1者、次点者1者を選定する。なお、各審査については非公開で実施する。

## 3 審査

参加申込書を提出した参加者に対し、参加資格審査を行うとともに、提出された事務所の能力や業務従事者の能力等について、選定委員会が最優秀者1者、次点者1者を選定する。参加者が1者でも審査は実施するものとする。なお、採点表については、非公開とする。

また、企画提案書の副本は参加者が特定できる記載は行わないこととし、所在地や商号又は名称、代表者職氏名、担当部署等の記載を省いた状態で審査する。

## 4 最優秀者及び次点者の選定

- (1) 選定委員会は、評価点を審議し、評価点数が高いものから最優秀者及び次点者を選定し、最優秀者を契約候補者として、本業務に係る随意契約の第一交渉権を付与する。
- (2) 最高得点を取得した者が2者以上ある場合は、見積金額の最も低いものを受託候補者とする。更に見積金額が同額である場合は、くじ引きとする。

## 5 その他

- (1) 審査は1者のみの場合でも審査は実施するが、評価点数が5割に達していない場合は、契約候補者として選定しない。
- (2) 定められた提出期限内に企画提案書等の提出がない場合、又は、辞退届の提出があった場合は参加資格を失う。

- (3) 参加申込書又は企画提案書に虚偽の申告又は記載をしたことが判明した場合には、当該企画書は無効とし、委託契約を締結した後でも、これを破棄することができることとする。
- (4) 提出期限以降、原則として企画提案書に記載された内容の変更は認めない。
- (5) 提出された企画提案書等の返却はしない。なお、提出された企画提案書は、本プロポーザル以外のものには使用しない。
- (6) 本要領に定めのない事項については、協議のうえ決定する。